

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年（2022年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げ、(12)の項を削る。

別表第2市長の部中(18)の款を削り、(19)の款を(18)の款とし、(20)の款から(24)の款までを1款ずつ繰り上げ、(25)の款を削る。

附 則

この条例中別表第1の改正規定（同表(12)の項を削る部分に限る。）及び別表第2の改正規定（同表(25)の款を削る部分に限る。）は公布の日から、別表第1の改正規定（同表(12)の項を削る部分を除く。）及び別表第2の改正規定（同表(25)の款を削る部分を除く。）は令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表
 (現行)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
市長
	<u>(7) 在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>
	<u>(8)～(11) (略)</u>
	<u>(12) 私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長
	<u>(18) 在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
		<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(19)～(24) (略)</u>	(略)
	<u>(25) 私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	
		<u>外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

(改正案)

別表第1 (第3条関係)

執行機関	事務
市長
	<u>(7)～(10) (略)</u>

別表第2 (第3条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
市長
	<u>(18)～(23) (略)</u>	(略)

(資料) 宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

在宅重症心身障害者に対する訪問看護支援事業及び私立幼稚園就園奨励費補助金事業の終了に伴う所要の改正です。

2 改正の内容

(1) 別表第1の改正

市長の部中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを1項ずつ繰り上げ、(12)の項を削る。

(2) 別表第2の改正

市長の部中(18)の款を削り、(19)の款を(18)の款とし、(20)の款から(24)の款までを1款ずつ繰り上げ、(25)の款を削る。

3 施行日

別表第1の(12)の項を削る部分と別表第2の(25)の款を削る部分については公布の日から、それ以外は令和4年4月1日から施行する。

※個人番号(マイナンバー)を利用できる事務は、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定されていますが、それ以外にも地方公共団体が条例で定めることで利用が可能とされています。

本市では、宝塚市個人番号の利用等に関する条例の別表第1で個人番号を利用できる事務を、別表第2で各事務において利用できる特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)を定めています。